



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ヤスハラケミカル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 安原 禎二  
(コード番号 4957 東証第二部)  
問合せ先 経理部長 青山 勝則  
(TEL. 0847-45-3530)

## 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことを踏まえ改定するものであります。

### 記

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり会社の業務の適正を確保する体制を整備する。

#### 1. 取締役の職務の執行に係る書類の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務執行に係る書類（電磁的記録を含む）については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。

(取締役の職務執行に係る書類とは、取締役会議事録、稟議書、重要な契約書等をいう)

#### 2. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

(1) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下①から⑤のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとする。

- ① 会社の過失により取引先及びユーザーに多大なる損害を与えたとき
- ② 重大な事故、災害（労働災害を含む）等を発生させたとき
- ③ 火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき
- ④ 災害、事変等により仕入先からの主原料の調達が著しく困難となったとき
- ⑤ その他会社の存続にかかわる重大な事案が発生したとき

- (2) リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。  
不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に則り損害拡大を防止すべく適切に対応する。

### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任について定めることとする。

### 4. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定め、必要に応じて各担当部署にて規則の策定あるいは取締役および使用人に対する研修の実施を行うものとする。
- (2) 内部監査部門として、監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括部署を総務部とする。
- (3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、取締役会において報告するものとする。
- (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、内部通報規程に基づきその運用を行うこととする。
- (5) 監査役は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めた場合は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。

### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役の要請があったときは、監査室の職員を監査役の職務を補助する使用人とし、監査役の指揮命令に従わせるものとする。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第2号、3号)

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (2) 監査役がその職務を補助すべき使用人は、もっぱら監査役の指示命令に従わなければならない。

### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号イ)

- (1) 取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- (2) 社内通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第5号)

当社は、監査役へ報告を行った使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法三八八条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- (1) 取締役及び使用人は監査役職務の執行に対する理解を深め、スムーズな監査を行える環境を整備するよう努めるものとする。
- (2) 監査役は代表取締役との定期的な意見交換を行い、また監査室との連携をはかり、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行をはかるものとする。

以上